

地球温暖化対策税について

〔平成21年12月7日 平成21年度第20回税制調査会
環境省提出資料より抜粋〕

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

| | |
|----------|--|
| 【課税の仕組み】 | <p>①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用)</p> <p>②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)</p> |
| 【税率】 | <p>①(輸入者・採取者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油、石油製品 2,780円/kl (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・ガス状炭化水素 2,870円/t (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・石炭 2,740円/t (1,174円/二酸化炭素トン、4,303円/炭素トン) <p>②(ガソリン製造者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン 17,320円/kl (7,467円/二酸化炭素トン、27,380円/炭素トン) |
| 【税収額】 | <p>○総額約2.0兆円</p> <p>①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円)</p> <p>②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱</p> |
| 【軽減措置】 | <p>○以下については、免税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品原料としての化石燃料(ナフサ) ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 <p>○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応</p> |
| 【実施時期等】 | <p>○平成22年4月より実施。</p> <p>○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。</p> |
| 【使途】 | <p>○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。</p> |

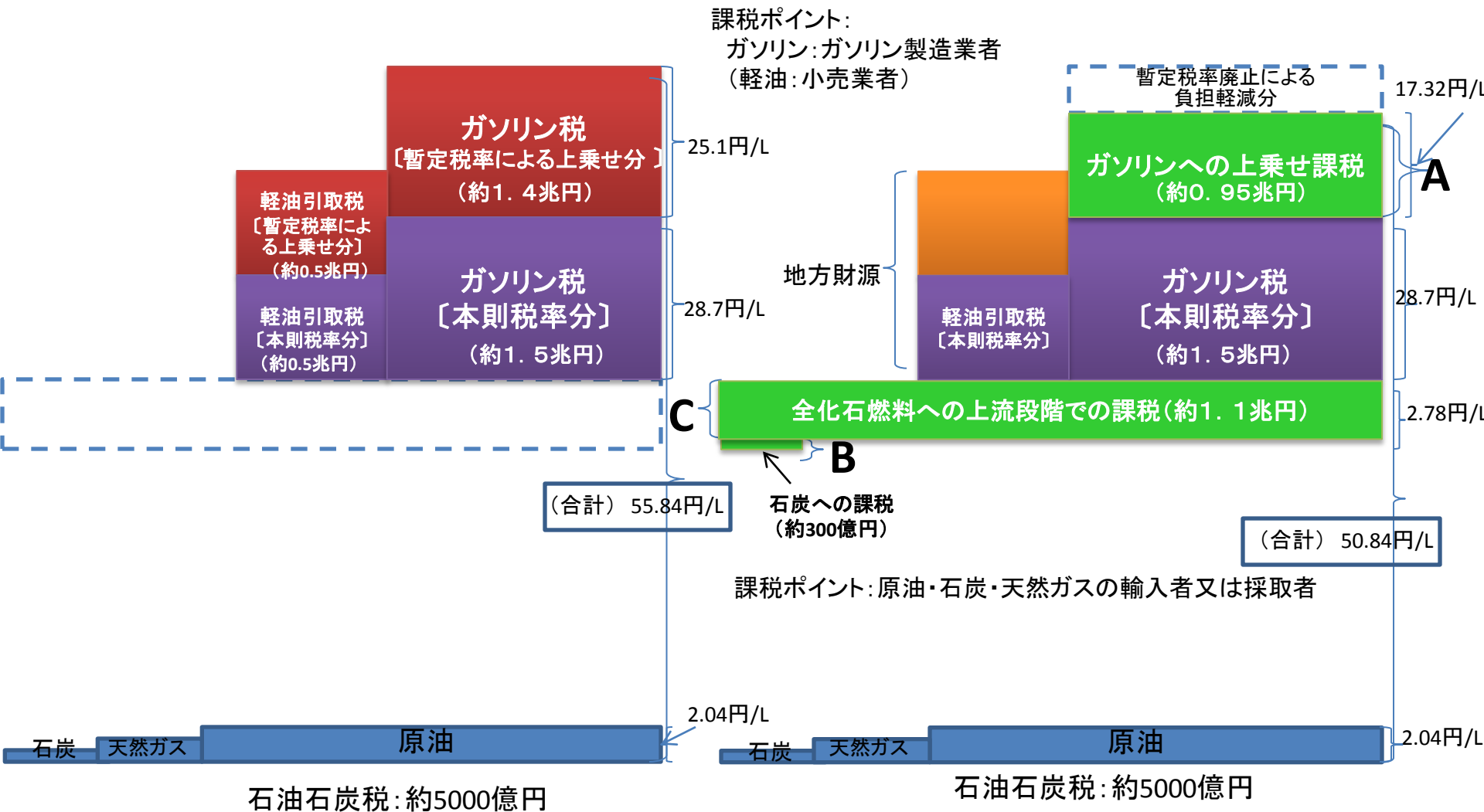
○その他
 ・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

地球温暖化対策税の全体像

※ 【〇円/L】は、ガソリンの税率

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕



諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

| 1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など | | |
|---|--------|---|
| ・1990年 | フィンランド | いわゆる炭素税(Additional duty)導入 |
| ・1991年 | スウェーデン | 二酸化炭素税(CO2 tax)導入 |
| | ノルウェー | 二酸化炭素税(CO2 tax)導入 |
| 1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ) | | |
| ・1992年 | デンマーク | 二酸化炭素税(CO2 tax)導入 |
| | オランダ | 一般燃料税(General fuel tax)導入 |
| ・1993年 | イギリス | 炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(~1999年) |
| ・1996年 | オランダ | 規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入 |
| 1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】 | | |
| ・1999年 | ドイツ | 鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(~2003年)、電気税(Electricity tax)導入 |
| | イタリア | 鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(~2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加) |
| ・2001年 | イギリス | 気候変動税(Climate change levy)導入 |
| | ドイツ | 再生可能エネルギー法による固定価格買取制度(FIT)開始 |
| <参考>2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 :各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定 | | |
| ・2004年 | オランダ | 一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組 |
| ・2005年 | EU | EU域内排出量取引制度(EU-ETS)開始 |
| ・2006年 | ドイツ | 鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加) |
| ・2007年 | フランス | 石炭税(Coal tax)導入 |
| ・2008年 | スイス | 二酸化炭素税(CO2 levy)導入 |
| ・2010年 | フランス | 炭素税(Carbon tax)導入(予定) |